令和３年度「はじめての秋田暮らし応援事業」のご案内

秋田県内に移住された方に、引越費用等を最大１０万円(※1)助成します！

事業概要

■ **事業名称**
令和３年度 はじめての秋田暮らし応援事業

■ **助成額**
１世帯につき最大１０万円
（助成申請は、１世帯につき１回までです）

※１　先着順ではなく、支給件数の制限もありません！
したがって、申請額の合計が予算を上回る場合は、予算に合わせ助成額が減額となります（申請額がそのまま助成されるものではありません）。予めご了承ください。

■ **助成対象者**
移住定住登録（※２）をした上で、
令和３年２月１日から令和４年１月３１日までに、秋田県内へ移住した方（※３）

※２　県が実施している登録制度です。登録することが本事業の対象要件となります。
また、ご登録されると様々なサポートが受けられます。
下記ＱＲコードより「秋田県移住・定住総合ポータルサイト」からご登録ください。

※３　移住完了(住民票異動)後、(公財)秋田県ふるさと定住機構（TEL:018-826-1731）へ移住報告し、受理された方

▶ 「移住支援金」をご検討の方へ

「移住支援金」の交付を受けている場合、交付申請中の場合、交付対象となる可能性のある場合は、本事業の助成対象外となります。
（「移住支援金」の交付対象となる可能性については、別紙チラシにてご確認ださい。）

■ **助成対象経費**
以下のとおり

■ **申請期限**
令和４年２月１０日（必着）

実施要領など実施事業の詳細は、
秋田県移住ポータルサイトに掲載しています。
令和3年度はじめての秋田暮らし応援事業　検索

助成対象となる経費

１　家財の運送に係る経費
・ 対　象（○）：県外から県内への引越しの際に運送業者へ支払った引越代
・ 対象外（×）：自家用車で引越した際のガソリン代、飛行機や新幹線の料金など

２　暖房機器の購入等に係る経費
・ 対　象（○）：エアコン（設置経費含む）、ストーブ、こたつ、電気毛布など
・ 対象外（×）：クーラー、除湿機、布団乾燥機、灯油ポンプ、灯油用ポリタンク、電池など

３　除雪機具の購入に係る経費
・ 対　象（○）：スコップ、スノーダンプ、除雪機など
・ 対象外（×）：長靴、手袋、衣類など

４　冬季自動車用品の購入等に係る経費
・ 対　象（○）：スタッドレスタイヤ（ホイール・組付け経費含む）、タイヤチェーン、スノーワイパー、スノーブラシ
・ 対象外（×）：廃タイヤ処理料、滑止め用具、霜取りスプレーなど

５　普通自動車免許の取得に係る経費
・ 対　象（○）：教習に要した費用、運転免許試験手数料、免許証交付手数料
・ 対象外（×）：免許の更新費用、種類変更費用、教習所までの交通費など

※ 普通自動車免許の取得に係る経費は移住の日の３か月前から申請日まで、その他の経費は移住の日の１か月前から申請日までに発生した費用が対象となります。

※ 暖房機器等、物品の購入に係る経費については、物品を**秋田県内の事業者又は販売店**から購入された場合のみ助成対象となります。例えば、インターネット通販等により、県外の事業者から物品を購入した場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。

（裏面）

提出書類

■ **必ず**ご提出いただく書類

（１）補助金等交付申請書
（２）はじめての秋田暮らし応援事業 助成基準額内訳表
（３）債権者口座情報 報告様式
（４）移住された方及び移住された方の世帯全員が記載されている、発行の日から３か月以内の住民票（原本）
※ 移住後に秋田県内で転居している場合は、転居前に取得した住民票や戸籍附票等、住所の変遷を確認することができる書類を併せてご提出ください。
（５）領収書やレシートなど、助成対象経費の支払いが確認できる書類（原本）
※ 台紙にのり付けの上、ご提出いただきます。
（６）誓約書
（７）請求書

■ **該当する場合、**ご提出いただく書類

（８）暖房機器、除雪機具又は冬季自動車用品の購入に係る経費の助成を申請する場合、購入した物品の写真
※ 台紙にのり付けするか、Ａ４版の紙に画像を印刷の上、ご提出いただきます。
（９）普通自動車免許の取得に係る経費の助成を申請する場合、免許証のコピー

申請から助成金交付までの流れ

日程	内容	発送元 → 送付先
令和3年5月下旬～ ※ 移住完了報告をされた方へ、順次ご案内します。	事業のご案内、 申請書様式等の送付	県 → 移住者
令和3年12月1日～ 令和4年2月10日	申請書類の提出・受付	移住者 → 県
令和4年3月上旬～ 3月中旬 （※4）	交付決定通知の送付	県 → 移住者
	請求書の送付・受理	移住者 → 県
令和4年3月下旬～ 4月上旬以降 （※4）	助成金支給（振込）	県 → 移住者

※4 申請状況により日程は前後する可能性があります。あらかじめご了承ください。

本助成金の申請に関する窓口

秋田県あきた未来創造部　移住・定住促進課 移住促進班

〒010-8570　秋田市山王４－１－１　県庁本庁舎５階（８時３０分～１７時１５分、土日祝休）

ＴＥＬ：０１８－８６０－１２３４、E-MAIL：iju@pref.akita.lg.jp